


開催・平成27年3月26日

所管部課	子ども生活部・保育課	部長	榎本 豊		
件名	東大和市保育の利用に関する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要旨					
(1) 趣旨					
<p>「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月1日から実施されることになり、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等の利用に関し、市が利用の調整を行う必要が生じた。このため、利用調整の基準、利用手続き等、必要な事項について本規則において規定するものである。</p>					
(2) 主な内容					
<p>利用調整の基準、保育利用の申請、変更、広域利用の手続き等</p>					
(3) 施行日					
<p>平成27年4月1日</p>					
(4) 影響及び効果					
<p>現行制度では市内保育所のみが利用調整の対象であるが、新たに、市内認定こども園、家庭的保育事業等についても利用調整の対象となる。</p>					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
<p>子ども・子育て支援新制度の施行に向け、平成24年8月に児童福祉法の改正（施行日は平成27年4月1日）。 文書課審査済み。</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
<p>特になし</p>					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
<p>庁議における審議終了後、速やかに起案の事務を進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。